

平成九年十二月一日提出
質問第一五号

北海道拓殖銀行に対する業務改善命令に関する質問主意書

提出者 金田 誠一

北海道拓殖銀行に対する業務改善命令に関する質問主意書

北海道拓殖銀行（以下「拓銀」という。）に対し銀行法第二十六条に基づき発出された業務改善命令（以

下「命令」という。）について疑問があるので、次のとおり質問する。

- 一 命令は、いつ、どこで、誰が、誰に、どのように伝達したのか。
- 二 命令の全文は、国会（委員会）または国会議員に提出できるか。
全文の提出が難しい場合は、不都合な部分を消去して提出できるか。
- 三 前項の提出ができないとすれば、どのような理由によるものか。
- 四 命令書の分量はどの程度か。たとえば、A4判何頁というように答えられたい。
- 五 命令の概要はどのようなものか。概要書があれば、その詳細を明らかにされたい。
- 六 命令の内容は、現状に対してどのような変更を求めているものか。
現状と、それに対して変更を求める内容を具体的に答えられたい。
- 七 命令に対して、拓銀はどのような改善措置を講じたのか。
命令内容に対応した改善措置を具体的に答えられたい。

八 命令に対する改善措置は、命令を発した者に報告することとされているか。

九 前項にかかわらず、拓銀から命令に対する改善措置の報告を受けているか。

十 受けているとすれば、その全文または不都合な部分を消去したものを、国会（委員会）または国会議員に提出できるか。

右質問する。